

薩摩川内市 若者就労者奨学金返還支援プロジェクト

■事業の目的

平成16年の合併当時には103,412人であった本市の人口は、年々減少の傾向にあり令和4年4月1日現在で92,303人となっています。とりわけ若者人口の減少が著しく、20～24歳の若年層人口は3,664人であり、今後も5年間で約200人規模の減少が見込まれています。地域内の貴重な人材が、進学や就職を機に市外へ流出しているものと推測されます。

こうした状況から、地域内事業者による雇用機会の確保と併せて、若い世代の負担となっている奨学金の返還支援制度を導入することで、若い人材の市外流出を抑制し、さらには転入者及び市内企業への就職者数を増やしていこうとするものです。

■事業の内容

企業からの寄附金を一部財源とした「奨学金返還支援基金」を活用して、要件を満たした市内就労者が学生時代に貸与を受けた奨学金の返還を支援します。

(1) 対象者の要件

- ① 大学等を卒業した30歳未満の者で、市内事業者（大企業除く場合あり）に就職（正規雇用）し、市内に居住している。
- ② 大学等の在学期間中、日本学生支援機構やその他市の指定する奨学金等の貸与を受けている。
- ③ 他に同様の補助を受けていないこと。 ※国及び地方公共団体の職員は対象とされない。

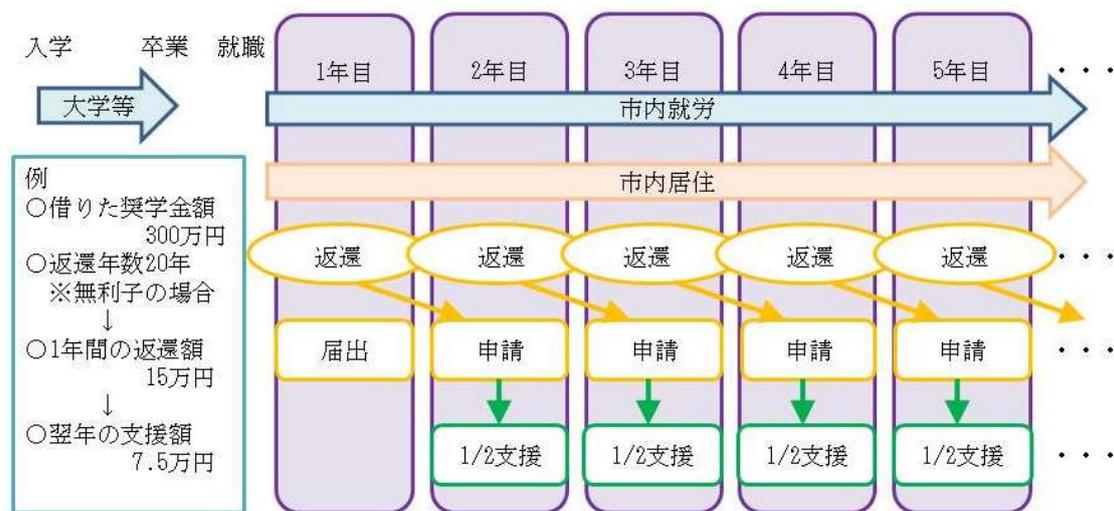
(2) 補助額

前年度に返還した奨学金額の2分の1に相当する額（但し、1年間の補助額は20万円を限度）

※ 補助総額の上限額は200万円

(3) 手続き

- ① 対象者は市内事業者に就職した後、補助対象者として登録を申し込む。
- ② 登録を受けた者は、その翌年度以降、毎年度、補助金の交付申請を行い、交付を受ける。
- ③ 対象者は要件を満たす間、補助総額が上限額を超えない限り、継続して補助を受けられる。



※ 制度の詳細については、ホームページをご覧ください。

■お問合せ先

未来政策部企画政策課地域デザイン・移住定住グループ ☎0996-23-5111 (内線4853)